

➤ 有害使用済機器の保管等に関する手引き【手続き編】

【平成 30 年 6 月版】

・ 目次

項目	ページ
(1) 有害使用済機器の保管又は処分に関する届出制度の概要	2
(2) 新規の届出	3
(3) 変更の届出	4
(4) 廃止の届出	4
別冊 1 有害使用済機器の保管等に関する届出様式集	
別冊 2 【参考】有害使用済機器の保管等に関する届出記入例	

※ 環境省が作成した「[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#)」をあわせてご確認ください。

※ 有害使用済機器の保管又は処分に関する制度の概要については、「[有害使用済機器の保管等に関する手引き【概要編】](#)」をご確認ください。

(1) 有害使用済機器の保管又は処分に関する届出制度の概要

届出除外対象者以外の者が、船橋市内において有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合、事業を開始する前に市に届出をしなければなりません。届出除外対象者以外の者の要件については、「[有害使用済機器の保管等に関する手引き【概要編】](#)」をご確認ください。

また、届出している業の変更・休止・廃止を行った場合にも、新規の場合と同様に届出が必要です。

各手続きの詳細については、「[新規の届出](#)」「[変更の届出](#)」「[廃止の届出](#)」をご確認ください。

なお、平成30年4月1日に既に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合についても新規の届出の対象となり、平成30年10月1日までに届出する必要があります。

- ※ 各届出の様式については、「[有害使用済機器の保管等に関する届出様式集](#)」をご活用ください。
- ※ 各様式の記入方法については、「[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#)」及び「[【参考】有害使用済機器の保管等に関する届出記入例](#)」を参考にしてください。

● 届出にあたっての注意事項

✓ 受付場所	船橋市環境部廃棄物指導課審査係 (船橋市役所本庁舎4階)
✓ 受付時間	平日の午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで
✓ 受付方法	事前に電話予約したうえで、 <u>日本語</u> で記入した必要書類を <u>2部</u> (正本1部、副本1部) 持参してください。 ※ 郵送による提出はできません。
✓ 届出に関する 問い合わせ先	TEL : 047-436-2443 FAX : 047-436-2448

(2) 新規の届出

船橋市内において、新たに有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合、事業を開始する10日前までに市に届出をしなければなりません。

なお、平成30年4月1日の時点で既に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合についても新規の届出の対象となり、平成30年10月1日までに届出する必要があります。

必要書類	備考
1. 有害使用済機器保管等届出書	<u>様式第35号の2</u> に必要事項を記入したもの
2. 事業計画の概要	<u>参考書式</u> に必要事項を記載したもの
3. 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管のみを行う場合は、(第1面)から(第4面)に必要事項を記載する。 ・ 保管及び再生(処分)を行う場合は、(第1面)から(第6面)に必要事項を記載する。
4. 事業場の平面図及び付近の見取図	事業場内の <u>配置図</u> 及び周辺の状況がわかる <u>平面図</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図には、事業場、保管場所、選別等を行う場所、処分を行う場所、囲い、掲示板の場所、雨水排水処理設備等の用に供する設備、消火設備の位置等を記載する。 ・ 油水分離槽については構造図、カタログ、選定根拠を記した書類を添付する。
5. 保管場所の構造がわかる図面	すべての保管場所の <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、 <u>構造図</u> 、 <u>保管容量計算書等</u>
6. 処分施設の構造等がわかる図面	すべての処分施設の <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、 <u>構造図</u> 、 <u>カタログ</u> 、 <u>能力計算書等</u>
7. 土地及び施設の所有権又は使用权原を有することを証する書類	土地の <u>登記事項証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 土地の <u>賃貸借契約書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管、処理等に使用することが可能と認められるもの 施設の <u>所有権を有することを証明する書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設購入の契約書等、施設の所有権を有すると認められるもの 施設の <u>賃貸借契約書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業のために使用することが可能と認められるもの

8. 住民票の写し	申請者が <u>個人の場合</u> に必要 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
9. 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書	申請者が <u>法人の場合</u> に必要 ・ 履歴事項全部証明書は発行日から3ヶ月以内のもの
10. 法定代理人の住民票の写し	申請者が <u>未成年者の場合</u> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの

(3) 変更の届出

有害使用済機器の保管又は処分に関する届出の内容に変更があった場合は、基本的に変更の日から10日以内に変更の届出書を提出する必要があります。

なお、住民票や登記事項証明書等の添付が必要である変更については、届出の期限は30日以内となります。

届出は、下記の必要書類一式の提出により行ってください。

必要書類	備考
1. 有害使用済機器保管等変更届出書	<u>様式第35号の3</u> に必要事項を記入したもの
2. 添付書類	新規の届出等により届出した内容から変更した事項に関する書類 ・ 新規の届出における必要書類から変更した内容に応じた書類を抜粋し添付する。

(4) 廃止の届出

有害使用済機器の保管又は処分に関する業を廃止した場合は、廃業した日から10日以内に廃止の届出書を提出する必要があります。

下記の必要書類一式を市に提出し、廃業の届出を行ってください。

必要書類	備考
1. 有害使用済機器保管等廃止届出書	<u>様式第35号の4</u> に必要事項を記入したもの